

公 告

三重県伊勢市東豊浜町地内 の地域の一部を受益地域とする 農村地域防災減災事業用排水施設整備事業（小規模） 東豊浜地区 を県営土地改良事業として施行することを申請するため、土地改良法（昭和 24 年 法律 第 195 号）第 85 条 第 5 項において準用する第 5 条 第 3 項の規定に基づく協議をしたいので、第 85 条 第 6 項の規定によりこの旨を公告し、当該土地改良事業の計画の概要を縦覧に供する。

また、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、同条 第 7 項の規定により意見書を提出されたい。

なお、縦覧に供すべき書類の名称、縦覧の期間及び場所並びに意見書の提出方法については、下記のとおりである

令和 7 年 10 月 **22** 日

申請人代表

住 所

氏 名

伊勢市 榎原町 1518

辻 哲男



記

1 縦覧に供すべき書類の名称

- ・農村地域防災減災事業
用排水施設整備事業（小規模） 東豊浜地区 計画概要書
- ・予定管理方法を記載した書面
- ・事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

2 縦覧期間

令和 7 年 10 月 **22** 日 から 令和 7 年 11 月 **20** 日 まで

3 縦覧の場所

伊勢市 岩渕 1 丁目 7 番 29 号 伊勢市役所 東館 3 階
伊勢市産業観光部 農林水産課

4 意見書の提出方法等について

(1) 意見書の提出先

〒 5 1 6 - 8 6 0 1

伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号 伊勢市役所 産業観光部 農林水産課内
農村地域防災減災事業 用排水施設整備事業（小規模） 東豊浜地区
事業申請人代表 辻 哲男

(2) 意見書の提出期限

令和 7 年 11 月 **20** 日

(3) 意見書の提出上の注意

- ① 意見書の様式については任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。
- ② 意見書には、個人にあっては住所及び氏名を、法人にあっては法人名及び所在地を記載してください。これらは必要に応じ当方から問い合わせをさせていただきます場合があるため、お尋ねするものです。
- ③ 提出いただいた意見は、公表する場合があるとともに、当該意見に対して個別には回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ④ 電話での意見はお受けできません。